

## 賛助会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）定款第5条の規定に基づき、本協会の賛助会員に関する必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 賛助会員とは、本協会の事業を賛助するために、本協会に入会した者。同一業界以外の個人又は団体。但し、東京都以外の同一業界の個人又は団体および国外の個人又は団体に於いてはこの限りではない。

### (入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本協会理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (入会金・会費)

第4条 賛助会員の入会金及び会費については、別に定める会費納入規程第2条第2項の規定に準ずる。

### (入会金・会費の納入)

第5条 賛助会員の入会金及び会費の納入については、別に定める会費納入規程第3条第3項の規定に準ずる。

### (退 会)

第6条 賛助会員の退会については、本協会定款第8条に定める規定に準ずる。

### (除 名)

第7条 賛助会員の除名については、本協会定款第9条に定める規定に準ずる。

### (抛出金品の不返還等)

第8条 賛助会員が退会又は除名された場合は、既に本協会に納入した会費、その他の抛出金の取り扱いは、本協会定款第10条の規定に準ずる。

(権 利)

第9条 賛助会員は、理事会の決するところにより、本協会の各種行事の実施に際し、利便の提供を受けることができる。

2 賛助会員は、本協会が発行する会報等を受償で受けることができる。

(義務及び職務)

第10条 賛助会員は、本協会の事業に協力し、本協会が定める諸規程を遵守する義務を有する。

2 賛助会員は、本協会定款の目的に添って実施される事業に対して、本協会から賛助の要請を受けた場合は、応分の賛助に協力するものとする。

(効 力)

第11条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細 則)

第12条 この規程の実施に関する必要な事項は、本協会理事長が別に定める。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会承認
2	平成31年 4月 1日 施行	平成31年 3月13日 理事会承認